



同性婚を認めないのは 憲法24条1項違反！

「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟控訴審で
画期的判決

画期的な札幌高裁判決

「憲法24条1項は、人と人との間の自由な結びつきとしての婚姻をも定める趣旨を含み、両性つまり異性間の婚姻のみならず、同性間の婚姻についても、異性間の場合と同じ程度に保障していると考えることが相当である」

2024年3月14日に言い渡された「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟控訴審判決において、札幌高等裁判所は上記のように判示して、同性間の婚姻を認めない現行民法・戸籍法が、憲法24条及び14条1項に違反すると判断しました。

訴訟について

「結婚の自由をすべての人に」訴訟は、同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の規定は違憲であり、それにもかかわらず国が必要な立法措置を講じていないことが国家賠償法上違法であるとして、国に慰謝料を請求する訴訟です。東京、大阪、名古屋、福岡、札幌の各地方裁判所において、2019年に提訴されました。

北海道訴訟では、札幌市内在住の女性カップル及び男性カップル、函館市に住む男性カップルの3組6名が原告となっています。いずれも長年同居して、自宅を購入したり、ハワイで挙式をあげたり、双方の両親を含めて家族ぐるみ

の付き合いをするなど、異性婚の夫婦とまったく異なる生活をしているカップルです。

今回の判決のポイント

この訴訟では、現在までに5つの地方裁判所で6つの判決が言い渡されています。そして、6つの判決のうち5つが、同性間の婚姻を認めない現行法、あるいは同性カップルが家族となる制度が存在しない状態について違憲であると判断しています。

しかし、これまでの地裁判決は、憲法24条1項が、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し」と規定しており、「両性」とは男女をいうことから、ここでいう「婚姻」には同性婚は含まれず、憲法は、同性婚と異性婚とを同程度に保障しているものではないと判示してきました。

2021年3月17日に言い渡された札幌地裁での判決でも憲法24条違反は認められませんでした。異性愛者に対しては婚姻を認め、同性愛者に対してはその法的効果の一部ですら認めないとしていることは、その限度で合理的根拠を欠く差別取扱いに当たり、憲法14条1項に違反すると判断されました。

しかし、札幌高裁は、さらに踏み込んで、憲法24条について、「その文言のみにとらわれる必要はなく、個人の尊重がより明確に認識されるようになったとの背景のもとで解釈するの



札幌高裁での違憲判決に喜ぶ原告ら、弁護団、支援者の方々

相当である」として、冒頭で紹介したように判断したのです。

国への警鐘

果たして国会はこの判決にどう応えるのでしょうか。残念ながら、この判決を受けても、岸田首相は、同性婚を認めることは「憲法上、想定されていない」と従来の政府見解を繰り返し、「少なくとも同性婚に関する規定を設けないことが、憲法に違反するものではない」と後ろ向きな答弁に終始したものと報道されています。

しかし、この判決は、同性間の婚姻について、「根源的には個人の尊厳に関わる事柄であり、個人を尊重するということであって、同性愛者は、日々の社会生活において不利益を受け、自身の存在の喪失感に直面しているのだから、その対策を急いで講じる必要がある。したがって、喫緊の課題として、同性婚につき異性婚と同じ婚姻制度を適用することを含め、早急に真摯な議論と対応をすることが望まれる」と異例の付言をしています。このことは、国の対応の遅れに対して警鐘を鳴らすものといえます。

原告のみなさんは、先ほど述べたような政府や国会の対応を受けて、国を動かすためには最高裁判所で違憲判決を勝ち取るしかないと考え、最高裁判所に上告しました。そのため、今

後のたたかいの舞台は最高裁に移ることになります。

社会は同性婚を受け入れる準備ができています

地方自治体が同性カップルを認証する制度であるパートナーシップ認証制度は、2024年4月1日現在、全国456の自治体に広がり、日本の人口の約85%をカバーするまでになっています。また、2023年2月に朝日新聞社が行った世論調査によれば、同性婚を「認めるべきだ」と回答した人が73%に上り、「認めるべきではない」と回答した人はわずか18%であったとのことです。

さらに、同性婚を支持する企業を可視化するキャンペーン「Business For Marriage Equality」において、婚姻平等（同性婚の実現）を支持すると表明した企業は、2024年5月8日時点で、493社に達しています。

もう日本社会は同性婚を受け入れる準備ができています。同性婚の実現が遅れる間に、同性カップルの尊厳は日々損なわれています。もう一刻の猶予もありません。国は同性間の婚姻の法制化に直ちに着手すべきです。

北海道合同法律事務所 弁護士

加藤丈晴